

○佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十四年三月十七日規則五号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和五十四年佐倉市条例第十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和五十四年佐倉市条例第十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第二条 佐倉市立児童センター（以下「児童センター」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 健全な遊びを通し児童の集団的及び個別的指導</li> <li>二 児童の遊びを通し体力増進のための特別の指導</li> <li>三 児童図書の見聞及び貸出し</li> <li>四 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業</li> </ul> <p>(休所日)</p> <p>第三条 児童センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 月曜日</li> <li>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</li> <li>三 年始休所日 一月二日、三日、四日</li> <li>四 年末休所日 十二月二十八日、二十九日、三十日、三十一日</li> <li>五 臨時休所日 市長が特に必要と認めたる日</li> </ul> <p>(開所時間)</p> <p>第四条 児童センターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p>
<p>(利用の手続)</p> <p>第二条 児童センターを利用しようとする者は、児童センター利用登録書（別記様式第一号）に所定の事項を記載しなければならない。</p>	<p>(使用の手続及び許可)</p> <p>第五条 条例第五条の規定により、市長の許可を受けようとする者は、児童センター使用名簿（別記様式第一号）に所定の事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、使用を許可した者に対しては、標章を貸与するものとする。</p> <p>(体力増進指導の申請)</p> <p>第六条 体力増進のため、特別の指導を受けようとする児童の保護者は、児童センター体力増進指導申請書（別記様式第二号）に当該児童の健康調査を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(体力増進指導の決定)</p>

(図書等の貸出しの手続等)

第三条 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書貸出登録書(別記様式第二号)により登録をしなければならない。

2 前項及び次条の規定にかかわらず、北志津児童センターにおける図書等の貸出しは、佐倉市立図書館システムを使用して行うものとし、その手続等については、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則(昭和三十五年佐倉市教育委員会規則第二号)第七条から第九条まで、第十二条及び第十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「図書館資料」とあるのは「図書等」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(図書貸出冊数及び期間)

第四条 図書の貸出しは、一人五冊以内とし、貸出期間は、十五日以内とする。  
(貸出しをしない図書)

第五条 指定管理者が指定した図書は、貸出しを行わない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(図書の補償)

第六条 利用者が図書を亡失し、又は棄損したときは、指定管理者は、その利用者に補償させることができる。

(事故報告)

第七条 指定管理者は、児童センター内において次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告するとともにその詳細を文書により提出しなければならない。

- 一 職員又は利用者が死亡し、又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難その他の事故が発生したとき。

第七条 市長は、前条の規定により申請した者に対して申請内容を審査し、決定したときは児童センター体力増進指導決定通知書(別記様式第三号)により通知するものとする。

(図書貸出の手続)

第八条 図書の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書(別記様式第四号)により市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、佐倉市立北志津児童センターにおいて、図書の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(別記様式第五号)により市長の許可を受けなければならない。

(図書貸出冊数及び期間)

第九条 図書の貸出しは、一人五冊以内とし、貸出期間は、十五日以内とする。  
(貸出をしない図書)

第十条 市長が指定した図書は貸出しを行わない。ただし、特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(図書の補償)

第十一条 利用者が図書を亡失し、又は棄損したとき、市長はその利用者に補償させることができる。

(事故報告)

第十二条 所長は、児童センター内において次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告するとともにその詳細を文書により提出しなければならない。

- 一 職員、児童及び児童の付添者が死亡又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難その他の事故が発生したとき。

(使用者の守るべき事項)

第十三条 児童センターを使用する者は、職員の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 危険物を持ちこまないこと。
- 二 貸与された「標章」は左胸につけ退所時に返すこと。
- 三 他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- 四 備品類を児童センター外に持ちださないこと。
- 五 建物及び設備を破損又は汚損しないこと。
- 六 使用後は、直ちに整理整頓し、清潔の保持に努めること。

(補則)

**第八条** この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則 (平成二五年 月 日規則第 号)**

**この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。**

別記

様式第1号

様式第2号

~~七 その他児童センター管理上支障のある行為をしないこと。~~

(補則)

**第十四条** この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

別記

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号